

大磯町公共施設等総合管理計画(素案)について

平成 28 年5月に策定しました大磯町公共施設再編基本方針に基づき、今年度、大磯町公共施設等総合管理計画を平成 29 年3月までに策定するため事務作業を進めておりますが、素案がまとまりましたので説明させていただきます。

総務省から計画策定にあたっての指針が出され、計画に記載すべき事項も示されているため全体で 50 ページ程度のボリュームとなっておりますがポイントとなる部分を中心に説明いたします。

1 素案の構成について

□第1章 目的、計画の位置づけ、対象範囲、計画期間

- ・計画期間は、平成 50 年度以降に更新費等が集中し続ける見込みとなるので平成 29 年から 58 年までの 30 年間としている。
- ・この計画期に基づき、個別施設計画を所管課において作成、個別施設計画は 10 年ごとに計画内容の見直しを行う。

□第2章 現況と将来の見通し

- ・公共施設等及び町を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に分析する。
人口の推移、財政状況（投資的経費推移も含む）、公共施設等の現況～公共建築物とインフラ施設の総量、各公共施設等の更新費→全体の更新費
- ・縮減の試算：インフラ長寿命化→全ての公共施設等長寿命化→建築物の延床面積 10%削減

□第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- ・現況の課題～問題解決に向けた 5 つの基本方針～数値目標
- ・優先的に施設の選定
- ・PPP・PFI の活用
- ・進捗状況等のフォローアップ

□第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

- ・施設の類型区分～公共建築物、インフラ施設
- ・公共建築物：11 分類→7 分類とし、管理に関する基本的な方針を示す
- ・インフラ施設：5 分類、管理に関する基本的な方針を示す
- ・基本的な方針項目：点検・診断等、維持管理・修繕・更新等、安全確保、耐震化、長寿命化、再編（統合や廃止の推進）

□第5章 今後の計画推進に向けて

- ・各所管課において本計画に基づき今後、個別施設計画を作成していく
- ・計画を実現するための体制の構築～個別計画の進捗管理、実行するための検討を行う組織体制、全庁的に情報共有

2 今後のスケジュール

12月5日（月）から1月6日（金）まで 素案に対するパブリックコメント

1月5日（木） 行政幹部会議で素案について説明

1月16日（予定） 本委員会へ素案について諮問

1月17日（火） 議会（総務建設常任委員会）と素案について勉強会（意見交換）

2月6日（予定） 本委員会から素案について答申